

BLUE RETURN

青色申告

2026
6・7
Vol.844

4ページ

令和8年度
事業活動基本方針(案)

6ページ

給与についての
源泉徴収のながれ

8ページ

デジタルシームレスの流れ 後編

9ページ

令和8年7月から
申告書などの郵送提出は
業務センター宛てになります

今月の表紙

奄美大島 高知山展望台より望む
大島海峡と加計呂麻島

(鹿児島県瀬戸内町)

BESTパートナー

大樹生命

日本生命グループ

つなぐ～信頼を届け、未来を拓く～



大樹のように ところん安心 大樹のように もっとよりそう
大樹のように ずっとずっと見守るよ 大きな安心 お届けします

大樹生命保険株式会社

〒105-7190 東京都港区東新橋 1-5-2 <https://www.taiju-life.co.jp/>

令和9年分の確定申告に備えた取り組みをすすめよう

令和8年度税制改正法案が国会を通過した。これにより、様々な取り組みが必要となる。

ひとつは、令和9年分からはじまる青色申告特別控除の見直しへの対応だ。取引から会計・税務まで途切れることなくデジタルデータで処理する仕組みや、履歴を追跡・把握できる帳簿書類は、適正

な申告を確保する観点で有益との考えに基づく。これらの機能を備えた電子帳簿を利用する場合は青色申告特別控除の額が上乘せされ75万円になった。複式簿記による記帳に加えて電子申告も求められる。自主申告のさらなる推進の観点からも、会員のマイナンバーカード保有が一層大切になる。

本会がおこなった令和7年分確定申告期のアンケートでは、会計ソフトの利用者は全体の約53%。その方が青色申告特別控除75万円の適用を受けるには、会計ソフトが一定の電子取引データと自動連携して記帳するか、訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿保存に対応し、電子申告することが求められる。所定の期限までに税務署への届け出も必要だ。青色申告会の会計ソフト

「ブルーリターンA」は優良な電子帳簿保存の要件と電子申告に対応しており、75万円控除の適用も可能だ。必要な届け出様式もソフトに搭載している。

一方、事業所得者や不動産所得者で簡易帳簿により記帳し、前々年の収入が1000万円を超える方は、令和9年分から複式簿記に移行しないと青色申告特別控除が適用できなくなる。財務省によると、対象となる青色申告者は全体の5・2%という。令和7年分の決算内容で対象となる方には早期に周知し、複式簿記へ移行する十分な準備が必要だ。

これからの指導・相談体制は、会計ソフトの積極的な普及とその対応が必要となる。事務局の生産性向上にはICTを活用し、クラウドによる遠隔での記帳確認の導入も一考の余地がある。電子申告のために、手書きで記帳する方の決算・申告データを入力する人材・設備投資、それを可能とする財政基盤の強化も必要だ。消費税や他の税制改正など申告納税環境の変化に対応し、役職員の職能向上と指導・相談体制の整備、活動の充実をめざしたい。



全青色は令和8年度事業活動基本方針の原案をとりまとめました。前文と各分野の重点事項を掲載します。審議を続け、6月23日開催の会員総会で決定します。

中東情勢やウクライナ紛争等により、物価のさらなる上昇や景気後退への懸念が強まっている。賃金引き上げによる景気の好循環が志向されるが、引き上げが困難な小規模事業者は人手不足が深刻なうえ、外的要因も重なり経営環境の厳しさが増している。伝統的自営業者に加えてフリーランス、スポットワーカーなど、働き方の多様化が進むなかで、より公平、中立、簡素な税制、持続可能な社会保障制度の構築にむけて改正運動を強力に推進する。

令和8年度税制改正で「青色申告特別控除の引き上げ」「インボイス制度の負担軽減措置の延長」「個人版事業承継税制の申請期限の延長」の要望が実現した。基礎控除と給与所得控除の最低保障額は、2年ごとに物価上昇に応じて見直されることから、個人事業者の勤労性所得を所得税法で正当に認める制度について十分な議論を積み重ね、その実現にむけて行動する。

e-Taxの進展や確定申告会場における

予約制の導入により、青色コーナーを訪れる納税者が減少している。会勢を拡大して強靱な組織を作り上げるため、税務行政や関係団体と一層の連携をはかる。また、広報活動はホームページやSNS、AIなどを有効に活用する一方で、これまでの草根運動をさらに推進する。全青色女性部の創立50周年にあたり、その事業を支援するとともに青年部活動の充実をはかる。

令和8年度税制改正にともない、簡易帳簿から複式簿記への移行、消費税に対応した記帳の推進など時代の流れに沿った指導・相談活動を推進する。税務行政のAI・OCR導入にともなう様式変更等に対応するとともに、会計ソフト「ブルーリターンA」のさらなる普及をはかり、会員の記帳データを安心・安全に保全するためデータストレージサービスを有効活用する。

全青色共済会が50周年を迎えた。今後も福利厚生事業を充実させ、会員に対する貢献を続けていく。小規模企業共済・中小企業倒産防止共済の手続きが令和9年度からオンライン中心になることを踏まえ、その広報・周知を行う。中小企業退職金共済は、青色事業専従者の再加入を求めていく。貸付金利が上昇傾向にあることから、日本政策金融公庫との提携を深化させ、会員事業の資金繰りを支援する。

県連、地区会とともに、会員に貢献する青色申告会であり続けるよう、各分野の施策を総動員して青色申告運動に取り組む。

【重点事項】

I 税制・社会保障政策活動の推進

1. 青色事業主勤労所得控除の早期創設
2. 一定の要件に該当する事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除10万円を75万円に引き上げ
3. 前記2以外の事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げ
4. 個人版事業承継税制利用拡大のためのさらなる見直し
5. 税制の簡素化による納税環境の整備
6. 公平で中立な社会保障制度の構築
7. 小規模企業税制確立議員連盟への加入勧奨

II 組織運営の強化

1. 青色申告制度の普及・拡大
2. 関係省庁・フリーランス協会等の各種団体・機関等との連携・協調による青色申告運動の強化と会勢拡大
3. 新たな会員区分の設置を整備
4. 認知度の向上に結び付くWebメディア等の充実による広報活動の強化
5. ブロック連合会、県連との連携強化による効率的な組織運営
6. ICTを活用した組織運営の構築
7. 青年部ならびに女性部の活動充実と再構築

III 指導・相談活動の充実

1. 複式簿記ならびに消費税に対応した記帳の定着

2. ブルーリターンAならびに電子帳簿保存・e-Taxによる電子申告の普及拡大

IV 各種事業等の普及・拡大

3. 会計データを保全するデータストレージサービスの活用
4. 電子帳簿保存法における電子取引データの保存に対応したシステムの研究
5. ICTを活用した指導・相談活動と役員職員の職能向上
6. 申告納税環境の変化に対応した指導・相談の計画立案と体制整備
7. 生成AIを活用した事務処理・会活動の推進
1. 全青色共済(傷害特約付)へ全青色傷害疾病入院補償の普及・拡大
2. 全青色共済等の加入勧奨、事務処理へのICTの有効活用
3. 各種傷害制度等の料率改定に伴う対応
4. 小規模企業共済、中小企業倒産防止共済の普及とオンライン手続きの支援
5. 日本政策金融公庫との連携強化
6. 中小企業退職金共済への青色事業専従者再加入の協議
7. スケールメリットを活かした大塚商会との提携による組織内共同購入の利用登録100%を目標

※総会で決定した基本方針全文は青色申告会のポータルサイト(3ページ欄外参照)に掲載します。

給与についての 源泉徴収のながれ

従業員や青色事業専従者（以後、従業員）に給与や賞与を支払うときは、所得税および復興特別所得税（以後、源泉徴収税額）を差し引いて支給し、国にその税額を納付します。

令和7年度と8年度の税制改正の影響

令和8年の給与などの金額が令和7年と同じでも、次の①～③の令和7年度税制改正で、令和8年の源泉徴収税額が変わることがあります。

- ① 基礎控除と給与所得控除の見直し
- ② 特定親族特別控除の創設
- ③ 扶養親族などの所得要件の改正

なお、①と③は令和8年度も改正されましたので、後述の年末調整で反映します。

控除対象の配偶者や親族の確認

その年最初の給与支給日の前日までに、従業員から給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（図表1）を受け取り、控除の対象となる配偶者や親族などを確認します。

※申告書に「扶養親族等の範囲」の記載がありますのでご確認ください。

支給のときに源泉徴収税額の計算と記録

給与などを支払うときには令和8年分源泉徴収税額表（令和7年分と異なります）を使い、支給額と扶養親族等の数に応じた

源泉徴収税額を差し引きします（図表2）。また、支給額や税額などは、給与所得に対する源泉徴収簿に記録します（図表3）。

※給与は月払い、日払いなどの内容に応じた「給与所得の源泉徴収税額表」、賞与は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、退職金は「退職所得の源泉徴収税額の速算表」をそれぞれ使います。

源泉徴収税額の納付

従業員が常時10人未満の事業所は、事前に税務署へ納期の特例を申請すれば、源泉徴収税額の1～6月分を7月10日まで、7～12月分を翌年1月20日までに納付することができます。納付書（所得税徴収高計算書）に、すべての従業員の支給額や源泉徴収税額の半年分の合計を記入して税務署へ提出し、税額を納付します（図表4）。納付税額がなくても、納付書はかならず税務署へ提出します。

※従業員が常時10人以上の事業所は、支給月の翌月10日までにその月分の源泉徴収税額を納付します。

その年最後の支給のときに年末調整

その年最後の給与などの支給のときに、従業員ごとに1年間の支給総額と所得控除額などをもとに納付すべき年税額を明らかにして、源泉徴収した税額の合計額との差額を精算（年末調整）します。そのため、支給日の前日までに従業員から保険料控除申告書や配偶者控除等申告書などを受け取り、控除内容を確認します。

※国税庁ホームページ「源泉徴収義務者の方」（左ページの二次元コード）に税額表や各種様式、手引きが掲載されています。また、令和8年分の年末調整の時期までには、その情報も掲載されます。

【事例】 事業主の青色太郎さんが従業員の記帳正さん（控除対象者は源泉控除対象配偶者の妻および源泉控除対象親族の子1人の計2人）に1月分の月給（支給総額34万3,000円、給与などから控除する社会保険料などの金額4万8,000円）を支払った。

図表1 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田	給与の支払者の名称（氏名） 青色 太郎	(フリガナ) キナヨウ タダシ	あなたの生年月日 昭和53年 3月 6日	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 期 間 （提出している場合は、この申告書に添付してください。）
税務署長 十代田	給与の支払者の法人（個人）番号 12345678XXXX	あなたの個人番号 98765432XXXX	後継主の氏名 記帳 正	
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所） 十代田区神田駿河台2-9	あなたの住所又は居所 十代田区神田淡路町3-2-1	あなたの性別 本人	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、基礎、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等 源泉控除対象配偶者	氏名 記帳 良子	個人番号 11112222XXXX 59 2 26	令和8年中の所得の見積額 300,000円	非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 (該当する場合は印を付けてください。)	住所又は居所 十代田区神田淡路町3-2-1	異動月日及び事由 (令和8年中に異動があった場合は記載してください。)
------------------	-------------	---------------------------------	--------------------------	---	--------------------------	--

源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和8年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り(ます)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支給を受ける人および白色事業専従者を除きます)で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

図表2 給与所得の源泉徴収額表（月額表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	扶 養 親 族			
	0 人	1 人	2 人	3 人
以上 未満	税	税	税	税
円	円	円	円	円
195,000	197,000	4,200	2,580	950
197,000	199,000	4,270	2,650	0
287,000	291,000	7,500	5,880	270
291,000	293,000	7,610	5,990	380
293,000	296,000	7,740	6,140	490
296,000	299,000	7,820	6,210	450
299,000	302,000	7,930	6,320	470

図表3 給与所得に対する源泉徴収簿

源泉徴収簿	住所 十代田区神田淡路町3-2-1	氏名 記帳 正	勤続年数 0年			
令和8年分	支払月	支払金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	算出税額	徴収税額
1	1 13	343,000	48,000	295,000	6,480	6,480
2	2 15	343,000	48,000	295,000	6,480	6,480
3	3 15	343,000	48,000	295,000	6,480	6,480

図表4 納付書（納期特例分） ※半年分の記入例です。

国税庁 納付書（納期特例分）

32399 08 神田 00031031 110 01234567

080123 0625 6 2058000 26880

令和8年は08年と記入します。

国税庁ホームページ
源泉徴収義務者の方



デジタルインボイスの普及

デジタル化が進み、取引から経理までのシームレスな（切れ目がない）システムが導入されています。新しい流れについて2回に分けて掲載します。

デジタルインボイスとは

消費税のインボイス（適格請求書）は、定められた項目の記載がある領収書や請求書などの書類です。デジタルインボイスは紙の書類ではなく、標準化・構造化された取引にかかわるデータです。事業者のシステムが異なっているにもかかわらず、送受信されたデータを加工することなく、直接的に処理できます。わが国ではデジタル庁が「ペポル（Peppol）」と呼ばれる規格をベースに日本のデジタルインボイス標準仕様（JPPINT）を管理しています。

※Peppolは、請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための世界標準規格で、Pan European Public Procurement Onlineの略称です。

デジタルインボイスのメリット

デジタルインボイスの仕様には消費税以外の情報もあり、取引情報（発注と受注、納品と受領、送金と入金など）の受け渡しにネットワークを介しておこなえます。紙の書類のやり取りにある発行・送付・受領・処理などにかかる時間やコストを削減できます。また、デジタルインボイスを取り込

める販売管理などの業務システムから記帳などをおこなう会計ソフトへの自動連携も容易になり、業務の効率化が見込めます。

※令和9年分以後の青色申告特別控除75万円の要件のひとつになった「請求書等データと自動連携する会計ソフト」（本誌令和8年4・5月号参照）は、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使い、①JPPINTに使うデジタルインボイス②預貯金口座における決済データ③のいずれかの電子取引データを、法律上の要件に従って保存できる場合をいいます。

デジタルインボイスを使うには

ペポルIDを取得してペポルネットワークに参加すると、ネットワークに参加する事業者とデジタルインボイスをやり取りできます。デジタルインボイスに対応する業務システムを使うことで、デジタルインボイスの受け取り、発行、保管などの処理を連携しておこなうことができます。

※ペポルIDは、デジタル庁が認定したサービスプロバイダ（業務システムの提供事業者など）から取得します。業務システムの導入や運用、ペポルネットワークの利用などに費用が発生します。

デジタルインボイスへの対応

デジタルインボイスは、取引件数が多く、ペポルを海外との取引で使う大企業などから中小企業へと広まっています。今後、デジタルインボイスへの対応を取引先から求められることが想定されます。デジタルインボイスに対応する業務システムの導入は、個人事業者には費用負担が大きいと考えられます。低負担でデジタルインボイスを受信し、PDF形式で保存するサービスもありますので、十分に検討してください。

令和7年
7月
から
8年
から

申告書などの郵送提出は
業務センター宛てになります

税務署の内部事務のセンター化

国税庁では、納税者の利便性向上、事務の効率化や正確性の確保などを目的として、税務署でおこなう申告書のシステム入力や審査、納税者などへの内容照会、収納金・還付金の処理などの内部事務をまとめておこなう業務センターを設け、令和3年7月から段階的に業務を移してきました。令和8年7月からは、すべての税務署の内部事務が業務センターでおこなわれます。これにあわせて、これまで使われていた名称が一部変わります。

詳しくは、国税庁ホームページ「税務署の内部事務のセンター化について」（二次元コード）でご確認ください。各国税局の業務センターの名称や所在地、担当する税務署も調べられます。



申告書や申請書などの書類提出について

令和8年7月から申告書や申請書などの書類提出は、次のとおりになります。

◎ e-Taxで提出する場合は、所轄税務署の署を選んで送信してください。

◎ 書面を郵送する場合は、所轄税務署を担当する業務センターへ送ってください。

※これまでどおり、所轄税務署の窓口や時間外収受箱への書面提出もおこなえます。なお、提出書類を業務センターに直接持ち込むことはできません。

業務センターから納税者などへの問い合わせ

提出書類や申告内容について、税務署ではなく業務センターから、納税者などへ問い合わせるときがあります。

税務署で継続しておこなう業務

税務署では引き続き、次の業務をおこないます（業務センターではおこないません）。

- ◎ 国税に関する相談（納税相談を含む）
- ◎ 納税証明書の交付
- ◎ 国税の現金納付
- ◎ 用紙の配布や送付依頼の受付
- ◎ 税務署職員による税務調査
- ◎ 未納付の税金の督促や滞納整理 など

なお、税務署での面接による相談は、持参書類などの案内や十分な面談時間を確保するため、税務署の代表電話で事前に相談日時などを予約してください。

チャットボットやタックスアンサーの利用

国税に関する質問や相談は、国税庁が設ける「チャットボット」や「電話相談センター」などでもおこなえます。また、よくある税の質問と一般的な回答である「タックスアンサー」、e-Taxや確定申告書等作成コーナーのよくある操作問い合わせの一般的な回答である「ヘルプデスクFAQ」が国税庁ホームページに掲載されています。あわせてご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ「国税に関するご相談について」（二次元コード）でご確認ください。



日本政策金融公庫 国民生活事業から

主な 融資制度の拡充 のお知らせ

資金
調達
を
お考えの方

経営環境変化対応資金

中東情勢の影響を受けている方

中東情勢の影響を受け、売上高や利益率が減少している方は、特別利率の対象となります。

具体例

- ✓ 原油価格の高騰により原材料費が増加し、利益が減少している方
- ✓ 原材料の供給が滞り、生産活動が停止して売上が減少している方

環境・エネルギー対策資金

建設機械等 を買い換える方

一定の基準に適合する建設機械等買い換える方（一定の基準に適合しない機械からの買換え）は、特別利率の対象となります。

具体例

- ✓ オフロド法 2014年基準適合の油圧ショベルに買い換える方
- ✓ 燃費基準達成建設機械に認定されたブルドーザに買い換える方

企業活力強化資金

バス・タクシー事業 を営む方

旅客自動車運送業務の効率化、合理化、共同化を図る方が、車両等の更新を行う場合は、特別利率の対象となります。

具体例

- ✓ バス内の設備を最新のものに更新し、DX化を図る方
- ✓ 古くなったタクシーの車両を更新し、経営を効率化させる方

BCP(事業継続計画) に取り組む方

BCP等に基づき、防災に資する施設等の整備（改善及び改修を含む）を行う方は、特別利率の対象となります。

具体例

- ✓ 発災後の事業継続を見据えて、発電機を導入する方
- ✓ 有事の受注確保のため、新規取引先の開拓に取り組む方

(※) 1 制度の適用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。
2 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

(令和8年4月1日時点)

▼お申込はHPから



日本政策金融公庫
国民生活事業

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>



▼お気軽にご相談を

事業資金相談ダイヤル



0120-154-505

※ 音声ガイダンスの後に「1」を選択してください。
※ 受付時間は、平日 9:00 ~ 19:00 となります(国民生活事業)。

国がバックアップする退職金制度があること、ご存知ですか？

中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。現在、約360万人が加入しています。

加入できる企業

個人企業は、常時雇用する従業員数が次の範囲内であれば加入できます。なお、法人などの場合は別途資本金の額・出資の総額が条件を満たせば加入できます。

一般業種（300人以下）、卸売業・サービス業（100人以下）、小売業（50人以下）

制度のメリット

● **国からの掛金助成** ※対象外となる場合があります
 新規加入なら、掛金月額額の2分の1（従業員ごとに上限5000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。パートタイマーなどの短時間労働者の特例掛金月額の場合であれば、掛金月額額の2分の1にさらに上乗せして助成します。

掛金月額が1万8000円以下の従業員
 の掛金を増額する場合、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

- **掛金は全額非課税**
- **外部積立型で管理が簡単**
- **家族従業員も加入可能** ※必要書類があります
- **他の退職金・企業年金制度などと通算可能** ※一定の要件があります

国がバックアップする退職金制度があること、ご存知ですか？

選べる掛金月額

従業員ごとに選択でき、短時間労働者は特例掛金月額から選べます。

掛金月額	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円
特例掛金月額	2,000円	3,000円	4,000円													

加入の手続き

「新規申込書」に記入して提出してください。制度の詳しいご案内は、青色申告会（二部会を除く）または中退共でおこなっています。

まずは中退共ホームページで資料をご請求ください。

会社を元気に！

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください。



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234

令和8年6月1日発行 (毎月1日発行)
令和4年9月13日 第3種郵便物認可
BLUE RETURN 通券944号
第75巻第6・7号第一版社団法人全国青色申告会総連合
購買費
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9 (定価44円(税込))
電話 03-3294-2301(代) (原則会議に含む)



青色申告会の会計ソフト

ブルーリターン



多くの会員の皆様にご利用いただくパソコン会計ソフトです

ブルーリターンAで **青色申告特別控除75万円**
e-Taxによる電子申告と優良な電子帳簿保存等で適用できます

※1 令和8年度税制改正により、令和9年分から青色申告特別控除の上限額が65万円から75万円に引き上げられました。

※2 優良な電子帳簿保存をするには所定の届出書を税務署に提出する必要があります。

ポイント 所得税申告書・青色申告決算書をかたん作成、そのままe-Tax送信

ポイント 消費税申告書・付表も2割特例などの特例措置に対応して作成

ポイント 会計データお預かりサービスでクラウドサーバーにデータを保全



青色申告会の
安心サポート

充実機能で
使いやすい

初めてでも安心の
かんたん操作

ブルーリターンA公式ホームページから
無料体験版やパンフレットをチェック

ブルーリターンA 検索

<https://www.bluereturna.jp>



解説動画はこちら

ソフト購入のご相談やお申し込みは、ご所属の青色申告会まで